

第4章 各環境分野における基本目標と取り組み

望ましい環境像を達成するため、基本理念と環境分野ごとに基本目標を設定し、その達成に必要な取り組みを設定します。

取り組みには、住民・事業者・行政の各主体がどのように取り組むべきかについて役割を設定します。また、行政は住民・事業者の皆さんとの情報の共有化や連携・協働を図るとともに、取組への支援を行います。

4. 1 基本理念 1：人と自然との共生・ふれあい【自然環境】

- < 1 - 1 > 豊かな緑を守り育てよう
- < 1 - 2 > 農地を守り育てよう
- < 1 - 3 > 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

4. 2 基本理念 2：生活環境の保全【生活環境】

- < 2 - 1 > きれいな空気を大切にしよう
- < 2 - 2 > きれいな水を確保しよう
- < 2 - 3 > 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう
- < 2 - 4 > ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

4. 3 基本理念 3：循環型社会の確立【資源循環】

- < 3 - 1 > ごみを減らし、資源化を進めよう

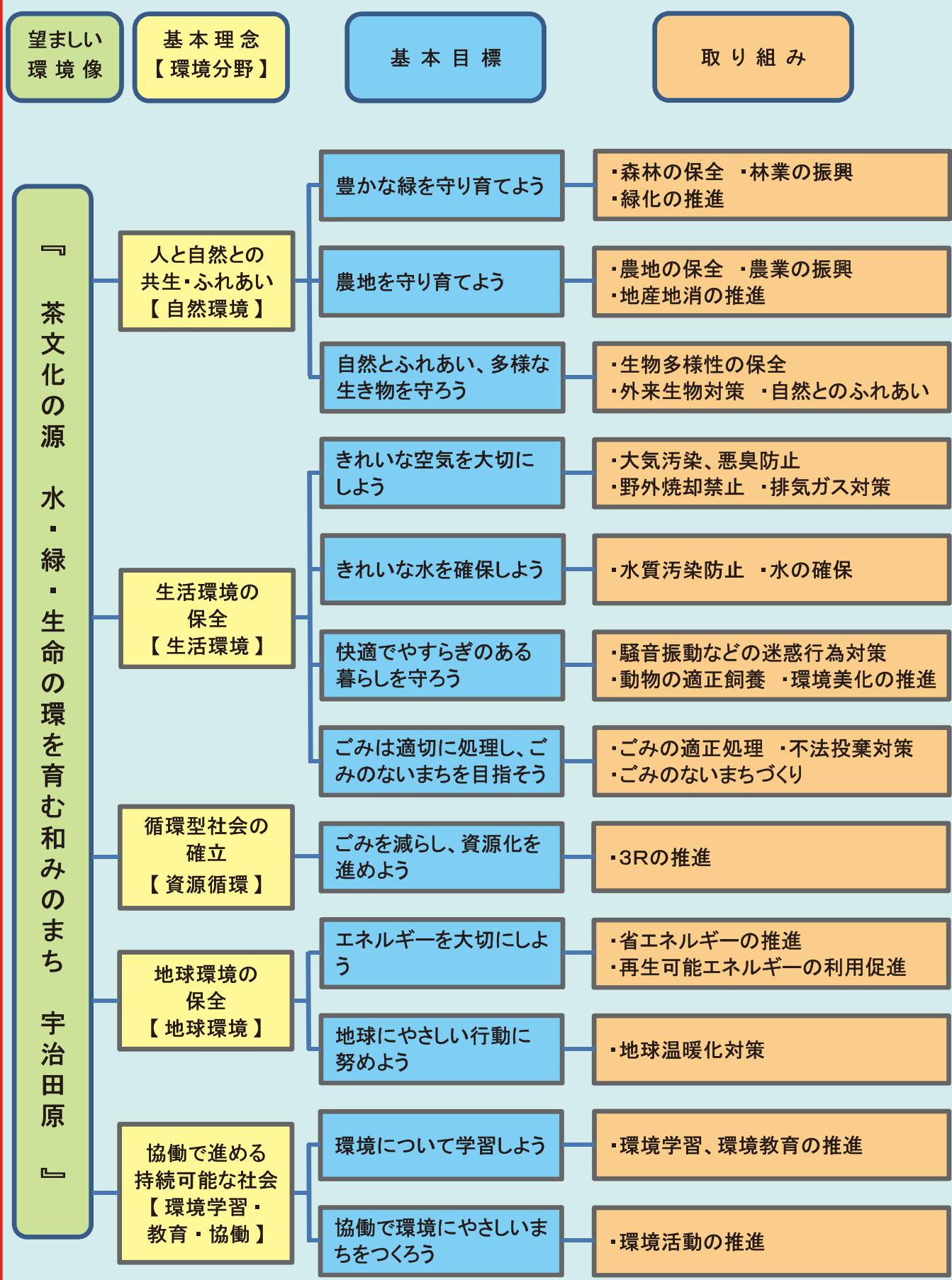
4. 4 基本理念 4：地球環境の保全【地球環境】

- < 4 - 1 > エネルギーを大切にしよう
- < 4 - 2 > 地球にやさしい行動に努めよう

4. 5 基本理念 5：協働で進める持続可能な社会【環境学習・教育・協働】

- < 5 - 1 > 環境について学習しよう
- < 5 - 2 > 協働で環境にやさしいまちをつくろう

◆ 宇治田原町第2期環境保全計画 体系図 ◆



4. 1 基本理念1：人と自然との共生・ふれあい【自然環境】

＜基本目標1－1＞ 豊かな緑を守り育てよう

森林は私たちの暮らしに木材を提供するだけでなく、豊かな水資源を蓄え、時には災害から暮らしを守ってくれています。また、鳥や小動物、植物の住みかとして多様な生態系を維持するなど、様々な役割を持っています。

このような様々な恵みをわたしたちに与えてくれる森林を守り育てていく取り組みを進めていきましょう。

◇ 町の取組 ◇

◆ 森林の保全	<input type="checkbox"/> 間伐や下刈りなどの森林の適正な管理を推進します。 <input type="checkbox"/> 間伐や施業路整備に対する支援を行います。 <input type="checkbox"/> 町有林を活用した森林の保全や再生を行い、森林に対する意識啓発を推進します。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者との協働による森づくりを推進します。
◆ 林業の振興	<input type="checkbox"/> 地域林産物の特産化に向けた取組を推進します。 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスなどの新たな木材の有効活用について検討を行います。 <input type="checkbox"/> 林業後継者の確保・育成を図ります。
◆ 緑化の推進	<input type="checkbox"/> 公共空間・住宅・事業所における緑化を推進します。 <input type="checkbox"/> 広葉樹の植栽等により多様な生物が生息できる豊かな森林づくりを推進します。

コラム4 「木質バイオマス」

地球温暖化対策や再生可能エネルギーへの関心が高まり、また、炎の癒しの効果を求めて、家庭や公共施設などで薪や木質ペレットなどの木質バイオマスを燃料とするストーブの普及が進んでいます。木質バイオマスは森林の成長とバランスのとれた利用をすることで持続可能な資源です。燃焼により発生した二酸化炭素は、樹木の成長により吸収されることからカーボンニュートラルといえます。また、身近な森林資源（間伐材など）を利用することで、これまで化石燃料の購入に使ってきましたお金を地域の活性化に使えることになります。



◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取り組み
□	□	間伐などの森林施業を行い、森林を適正に管理します。
□	□	森林施業路の整備を行います。
□	□	水源涵養や二酸化炭素の吸収などを有する森林の働きや恵みについて学びます。
□	□	モデルフォレストや林業イベントなどの森林保全の活動に参加・協力します。
□	□	地元産木材や木工製品を利用します。
□	□	新たな木材利用や地元林産物の特産化の検討を行います。
□	□	林業後継者の確保・育成を図ります。
□	□	緑のカーテンや樹木の植栽などの緑化活動を行います。
□	□	公園や遊歩道などの緑化に参加・協力します。
□	□	広葉樹の植栽等による豊かな森づくりに参加・協力します。

コラム5 「緑のカーテン」

夏場、エアコンをつければ、部屋の中はすぐに涼しくなりますが、電気の大量使用は火力発電所での化石燃料の燃焼を加速させ、深刻な温暖化問題の原因となってしまいます。そこで、エアコンをできるだけ使わずに夏を気持ちよく過ごす方法として、緑のカーテンが注目されています。緑のカーテンとは、ゴーヤーやヘチマ、朝顔などのつる性の植物を育てて、ネット一面にはわせることによってできる大きな植物のカーテンのことです。

家庭でも簡単にできる緑化活動になりますので、是非チャレンジしてください。

◆緑のカーテンが涼しい理由◆

- ・窓から入り込む日射を遮るから！
- ・まわりの物体の表面温度を抑えるから！
- ・蒸散作用で周囲を冷やすから！



◆おすすめの緑のカーテン◆

- | | |
|---------|-----------|
| ・ゴーヤー | ・アサガオ |
| ・ヘチマ | ・キュウリ |
| ・ツルインゲン | ・ひょうたん など |

＜基本目標1-2＞ 農地を守り育てよう

農地はわたしたちの暮らしにかけがえのない食糧を供給するだけではなく、水を保水し、豊かな生物の生息地ともなっています。また、里山などのやすらぎの景観を与えてくれるとともに、身近な自然環境を学べる場でもあります。

このような様々な役割を持つ農地の大切さを実感し、守り育てていく取り組みを進めていきましょう。

◇ 町の取組 ◇

◆ 農地の保全	<input type="checkbox"/> 荒廃農地や遊休農地の解消を推進します。 <input type="checkbox"/> 農地の保全に関する情報提供を行います。 <input type="checkbox"/> 認定農業者などの農業後継者に農地の集積を図ります。 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣による被害低減対策を推進します。 <input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料について環境への配慮について意識啓発を行います。
◆ 農業の振興	<input type="checkbox"/> 農業後継者の確保・育成を図ります。 <input type="checkbox"/> 環境にやさしい農業への取組を推進します。 <input type="checkbox"/> 農業の体験イベントを推進します。 <input type="checkbox"/> 農業振興に関する情報提供を行います。
◆ 地産地消の推進	<input type="checkbox"/> 学校給食で安全な地元の農産物使用を推進します。 <input type="checkbox"/> 地元農産物の販売促進と地産地消のPRを推進します。 <input type="checkbox"/> 地元農産物を使用した料理等のPRを推進します。

コラム6 「農薬の適正な使用」

田んぼや畑などで使われた農薬が環境に影響しないように、国は、それぞれの農薬について、生物や土、水質への影響などを確かめた上で、適切な使い方を決めています。環境に放出された農薬は、多くの場合、微生物や日光によって分解されていきます。

住宅地のそばで農薬が使われることもありますが、風が弱く人通りが少ないとときに使う、飛び散りにくい農薬を使うなど、周囲に配慮しましょう。

また、誤った使い方をすると、農作物に農薬がたくさん残ってしまうなどの問題があるので、使う前にはラベルをよく読み、正しく使いましょう。

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取り組み
□	□	農地を荒廃させないよう適正に管理します。
□	□	認定農業者などの農業後継者に農地の集積を図ります。
□	□	猿や猪、鹿などの有害鳥獣への被害防止を図ります。
□	□	農薬や化学肥料の減量に努め、使用する際には適正に使用・処理します。
□	□	農業後継者の確保・育成を図ります。
□	□	農業の体験イベントに参加・協力します。
□	□	トレーサビリティーを行います。
□	□	地元農産物を積極的に利用し地産地消を進めます。
□	□	地元農産物を使用した料理を食べます。

コラム7 「農地の適正な管理」

『農地の適正な管理』

近年、宇治田原町内でも、遊休荒廃農地が増加しています。人の手が入らなくなった遊休荒廃農地では、雑草が生えた状態のまま管理がされず、周辺農地や隣接住宅等に迷惑をかけていることがあります。

作物をつくらない農地は、適度な草刈りや耕起を行い、いつでも作物が栽培できるように維持管理を行うことが大切です。

『農地バンク登録制度』

農業委員会では、遊休荒廃農地等の解消を目的に、既に遊休荒廃農地になっている農地等を、農地を借りたいという町内農家さんへあっせんを行う「農地バンク登録制度」を設けています。

農地バンク登録制度を活用し、これから農業を担っていく「認定農業者」への所有権移転や利用権設定等につなげています。

農地の維持管理が困難な際には、農地バンク登録制度を活用してみることも大切です。



＜基本目標1-3＞ 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

わたしたちの暮らしは多様な生き物の営みによって支えられています。山や川などの豊かな自然の中には、多様な動植物が生息・生育し、わたしたちの心に安らぎを与え、きれいな水や空気を提供してくれています。しかしながら、わたしたちの生活や事業活動が自然環境に影響を与えていることもあります。

豊かな自然がもたらしてくれる様々な役割を認識し、自然とふれあい、多様な生き物を守り、創出する取り組みを進めていきましょう。

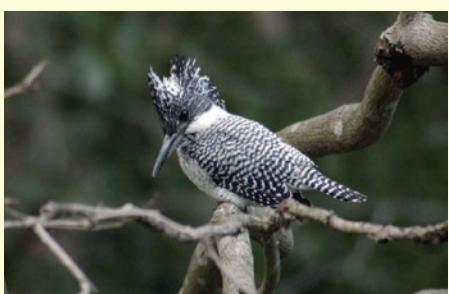
◇ 町の取組 ◇

◆ 生物多様性の保全	<input type="checkbox"/> 生物多様性についての情報提供や啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 動植物の生息する優良な自然地の保護と保全を推進します。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には自然環境への配慮に努めるよう指導します。
◆ 外来生物対策	<input type="checkbox"/> 外来生物の持込抑制の啓発や駆除など生態系の保全に関する取組を推進します。
◆ 自然とのふれあい	<input type="checkbox"/> 生物観察会や自然とふれあうイベントを開催します。 <input type="checkbox"/> 公園や遊歩道など自然とふれあえる空間の整備を推進します。

コラム8 「宇治田原町の野生生物～ レッドデータブック～」

「宇治田原町の野生生物」は、宇治田原町野生生物調査保全事業として平成15年～17年までの3年間、宇治田原環境生物研究会が調査した結果をまとめたものです。

ほ乳類、鳥類、は虫類をはじめとする11項目の計801種類の野生生物をとりまとめています。絶滅寸前種のクマガイソウ、絶滅危惧種のヤマセミなどについても掲載していますので、宇治田原町のホームページを参考にご覧ください。



【ヤマセミ】



【カリガネソウ】



◆宇治田原の野生生物
レッドデータブック

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取り組み
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自然環境の中にごみは持ち込みません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生物観察会や動植物調査に協力します。
<input type="checkbox"/>		野生生物への餌付けはしません。
<input type="checkbox"/>		動植物をむやみに捕獲、採取しません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自然環境の保全や貴重な動植物の保護活動に参加します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地域の自然を大切にします。
	<input type="checkbox"/>	新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には、生態系や自然環境に配慮し、緑化や自然環境の復元を行います。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外来生物を逃がしたり放流するなど、生態系を乱すことはしません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自然とふれあうイベントに参加します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公園や遊歩道など自然とふれあえる空間を大切にします。

コラム9 「自然とふれあうイベント」

【どんぐりの森づくり】



【ふるさとの川 生き物調査】



【ホタル学習会】



【都市との交流事業】



4. 2 基本理念2：生活環境の保全【生活環境】

＜基本目標2-1＞ きれいな空気を大切にしよう

きれいな空気は、わたしたちが健康かつ、快適に暮らしていくために大切なものです。わたしたちの日常生活や事業活動、自動車交通の中から、きれいな空気が汚されることもあります。

わたしたちがきれいな空気の中で、いつまでも暮らしていくように空気を大切にする取り組みを進めていきましょう。

◇ 町の取組 ◇

◆ 大気汚染・悪臭防止	<input type="checkbox"/> 大気の測定監視を行います。 <input type="checkbox"/> 大気汚染や悪臭に関して関係法令に基づき監視・指導を行います。
◆ 野外焼却防止	<input type="checkbox"/> 野外焼却に関する指導・啓発を行います。
◆ 排気ガス対策	<input type="checkbox"/> エコドライブを実践し、エコドライブ講習会等を開催するなど普及啓発を行います。 <input type="checkbox"/> エコ通勤を実施し、普及啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関を利用し、普及啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 低公害車や低燃費自動車などのエコカーを導入し、普及啓発を行います。

コラム10 「エコカー」

一口に「エコカー」といっても、燃料や仕組みの違いで種類は様々です。エンジンを使って発電した電気とガソリンで走る「ハイブリッド車」は最近、街中でよく見かけます。一般家庭などで充電ができるハイブリッド車は「プラグインハイブリッド車」と呼ばれています。

その他にも天然ガスで走る「天然ガス車」や充電したバッテリーで走る「電気自動車」など、様々な車が自動車メーカーから発売されています。違いはありますが、いずれにせよ従来のガソリン車と比べて、環境にやさしいので普及拡大していくことが、環境保全の観点から望まれます。



ハイブリッド車(パッカー車)

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取り組み
□		家庭における悪臭の発生を防ぐため、生活排水施設を適正に管理します。
□		ごみ集積所は適正に管理し、ごみの散乱や悪臭を発生させないようにします。
	□	法令等を順守し、大気汚染や悪臭の発生防止を行います。
	□	散水や覆いの活用により、粉じんの発生・飛散の防止を行います。
□	□	法律に違反した野外焼却（野焼き）をしません。
□	□	車を運転する時は、エコドライブを実践します。
	□	町が取組んでいるエコ通勤の実施に協力します。
□	□	公共交通機関を利用します。
□	□	近所には徒步や自転車で出かけるなど、自動車の利用を控えます。
□	□	低公害車や低燃費自動車などのエコカーを利用・購入します。

コラム11 「エコドライブ」

エコドライブとは、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなど、環境に配慮して自動車を運転することです。エコドライブを実践することで、自動車の排気ガスに含まれ地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO₂）の排出量を削減することができます。運転手一人ひとりの心がけで簡単に取組むことができます。

【エコドライブ「10のすすめ】

1. ふんわりアクセル「eスタート」
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適切に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう

エコドライブを行うと！

仮に現在の燃費が10km/㍑の場合、

12.4km/㍑に燃費がUP！

1年間で2万kmを走行すると、ガソリン代が約56,000円程安くなります。

【出典：経済産業省】

＜基本目標2-2＞ きれいな水を確保しよう

宇治田原町に降った雨は、大峰山系や鷲峰山系の森林で育まれ、河川を通り宇治川へと流れるとともに、地下水として貯えられています。生き物やわたしたちの暮らし、産業にはこの豊かな水は不可欠で、なくてはならない大切な資源です。

このような豊かできれいな水を守るとともに、日常生活や事業活動において汚さないような取り組みを進めていきましょう。

◇ 町の取組 ◇

◆水質汚染防止	<input type="checkbox"/> 公共下水道の整備を進め、公共下水道への接続を推進します。 <input type="checkbox"/> 公共下水道が接続できない区域では、合併浄化槽への転換を推進します。 <input type="checkbox"/> 净化槽の適正な維持管理が行われるよう指導・啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 町管理施設では排水処理施設を適正に維持管理します。 <input type="checkbox"/> 生活排水による水質汚濁防止の啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 河川等の水質の測定監視を行います。 <input type="checkbox"/> 水質汚濁に関して関係法令に基づき監視・指導を行います。
◆水の確保	<input type="checkbox"/> 節水意識や雨水利用の啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 森林の保全を通じて地下水の涵養を図ります。 <input type="checkbox"/> 良好な水道水を供給するため、水道施設を適切に維持管理します。 <input type="checkbox"/> 河川や水辺周辺の美化活動やふれあいイベントを通じ、清潔で快適な水辺空間づくりを推進します。

コラム12 「家庭でできる節水」

【洗濯での節水】

- ① 本洗いと1回目のすすぎ水には、風呂の残り湯を再利用
- ② まとめて洗って、回数を減らす

【台所での節水】

- ① 米のとき汁は散水に再利用
- ② 食器洗いはため洗い
- ③ 油汚れは洗う前に紙でふき取る

【トイレの節水】

- ① 流れる水の量をセーブする
- ② 大小レバーを使い分ける
- ③ 節水型トイレに変える

◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取り組み
□	□	公共下水道が使える区域では公共下水道の接続を行い、その他の地域では合併浄化槽へ切り替えます。
□	□	浄化槽の定期検査及び法定検査を行い、適正な維持管理を行います。
□		洗剤やシャンプーを適正に使用し、天ぷら油など汚れた生活排水は流しません。
	□	法令等を順守し、環境に負荷の少ない事業排水処理を行います。
□	□	河川にごみは流しません。
□	□	節水や雨水の有効利用を行います。
□	□	河川や水辺でのふれあいイベントに参加します。
□	□	河川や水路、側溝等の清掃・美化活動に取り組みます。

コラム13 「生活排水」

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。1人が1日に使う水の量は約250㍑と言われています。では、何気なく流している排水が、川や海をどの程度汚しているのでしょうか。

これを流すと	水がこれだけ汚れる BOD(g)	魚が住める水質にするには? (バスダブ300㍑何杯分?)
天ぷら油 使用済み(20ml)	30	20
マヨネーズ 大さじ1杯(15ml)	20	13
牛乳 コップ1杯(200ml)	16	11
ビール コップ1杯(180ml)	15	10
シャンプー 1回分(4.5ml)	1	0.67
台所用洗剤 1回分(4.5ml)	1	0.67

※魚が住める水質とは、BOD5mg/l以下の値にするのに必要な水の量。

資料:「生活排水読本」(環境省)

＜基本目標2-3＞ 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう

わたしたちが生活をしていく中で、騒音や悪臭など様々な問題で日常生活に支障がきたされることがあります。事業活動だけに限らず生活活動の中からも近隣の環境に影響を及ぼしていることもあります。

みんなが快適でやすらぎのある暮らしを営むためにも、一人一人が事業や生活の中での迷惑行為に注意し、良好な環境を維持する取り組みを進めましょう。

◇ 町の取組 ◇

◆ 騒音振動など 迷惑行為対策	<input type="checkbox"/> 騒音や振動など迷惑行為防止の啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 道路騒音の測定監視を行います。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害苦情を受けたときは、現状確認・調査・指導など適正な対応を行います。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害を防止するため適切な指導を行います。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には、大気汚染、騒音、振動、土壌汚染などの公害に関して関係法令に基づき監視・指導を行います。
◆ 動物の適正飼養	<input type="checkbox"/> 犬の登録、狂犬病予防注射の普及・啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 適正なペット飼養の啓発を行います。
◆ 環境美化の推進	<input type="checkbox"/> 環境美化の普及・啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 空き地等の雑草などの適正管理への指導を行います。 <input type="checkbox"/> 違法駐車や自転車の放置に対し適切な対応を行います。

コラム14 「近隣騒音」

近隣騒音とは、飲食店でのカラオケなどの営業騒音、一般家庭からのピアノや室外機からの音、ペットの鳴き声など生活騒音の総称です。

わたしたちは生活の中で、気づかないうちに周りの人に迷惑をかけていることがあります。周囲への気づかいや気配りを心がけて、やさしい音環境をつくりだしましょう。

【騒音をなくす5つの気配り】

- ① 時間帯に配慮しましょう。
- ② 音が漏れない工夫をしましょう。
- ③ 音を小さくする工夫をしましょう。
- ④ 音の小さい機器を選びましょう。
- ⑤ ご近所とのお付き合いを大切にしましょう。



◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取り組み
<input type="checkbox"/>		近所に迷惑となる生活騒音や振動などの発生を抑制します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車の運転の際には、騒音・振動などの迷惑行為は行いません。
<input type="checkbox"/>		廃油やペンキなどの有害物質は適切に処理します。
	<input type="checkbox"/>	法令等を順守し、騒音や振動、化学物質などによる土壤汚染などの公害の発生防止を図ります。
	<input type="checkbox"/>	新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には公害の発生防止を行い、生活環境へ配慮するようにします。
<input type="checkbox"/>		犬の登録、狂犬病予防注射を行い、近隣に迷惑をかけないようにします。
<input type="checkbox"/>		ペットは責任を持って、適正に飼養します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自宅(事業所)や周辺の清掃や草刈りを行います。
<input type="checkbox"/>		迷惑な違法駐車や自転車の放置をしません。
	<input type="checkbox"/>	敷地内に十分な駐車場を確保し、道路上に迷惑駐車しないようにします。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車を運転する際は、近隣に迷惑をかけないように交通ルールを守ります。

コラム15 「飼い犬の適正な飼養」

犬はわたしたち人間にとて、共に暮らしていく大切な仲間です。ただし、人間どうしにもルールがあるように、犬と暮らす場合にも、守るべきルールがあります。あらためて、犬を飼養する時のルールについて考えてみましょう。



【飼い主さんの義務】

- ① 犬の登録手続きを行いましょう。
- ② 毎年1回、狂犬病予防注射を受けましょ。
- ③ 適正なしつけをおこない、他人に迷惑をかけないでおきましょ。
- ④ 犬のふん便は飼い主が持ち帰りましょ。
- ⑤ 健康管理を行い、最後まで責任をもって飼いましょ。
- ⑥ 犬の鑑札と注射済票は、必ず犬につけましょ。
- ⑦ 犬は常につないでおきましょ。放し飼いや散歩の際にも必ず引き綱をしましょ。

<基本目標2-4> ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

わたしたちの身近な道路や河川でごみのポイ捨てや不法投棄が見受けられます。社会から生み出されたごみの投棄や野外焼却で生物の生息環境が脅かされ、周りの人が迷惑しています。

わたしたち一人一人のごみに対する意識・マナーを向上させ、ごみのないまちを目指して取り組みを進めていきましょう。

◇ 町の取組 ◇

◆ ごみの適正処理	<input type="checkbox"/> ごみの適正処理に関する啓発・指導を行います。 <input type="checkbox"/> 家庭ごみの適正な収集を行います。 <input type="checkbox"/> 不法な野外焼却について適正な指導を行います。
◆ 不法投棄対策	<input type="checkbox"/> 定期的なパトロールや監視カメラ・啓発看板の設置により不法投棄対策を行います。 <input type="checkbox"/> 警察など関係機関と連携し不法投棄の解決を図ります。
◆ ごみのないまちづくり	<input type="checkbox"/> ごみのポイ捨て禁止やペットの粪の適正処理などマナーアクションの啓発を行います。 <input type="checkbox"/> まちをきれいにする条例に基づき、まちをきれいにする推進員の活動と清潔できれいなまちづくりを推進します。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者と環境美化活動を推進します。

コラム16 「まちをきれいにする条例」

宇治田原町では清潔で美しいまちづくりを推進し、住民のみなさんの快適な生活環境を確保するため、平成19年10月1日から「宇治田原町まちをきれいにする条例」を施行しています。

この条例では、町内全域で空き缶等のポイ捨て、飼い犬等の粪放置及び落書き行為を禁止するもので、行政、住民、事業者、飼主の責務のほか、違反者に対する罰則を規定しています。しかし、これらの行為は、罰則を盛り込んだ条例を制定したからといって無くなるものではありません。快適な生活環境を保つためには、一人ひとりが他人に迷惑をかけたり、不快な思いを与えないようにマナーやルールを守ることが大切です。



◇ 住民・事業者の取組 ◇

住民	事業者	取り組み
□		家庭ごみはルールを守って適正に排出します。
	□	事業活動から出たごみは事業者の責任により適正に処理します。
□	□	廃棄物処理法や各種リサイクル法を守ります。
	□	マニュフェスト制度による廃棄物の最終処分までの管理を徹底します。
□	□	不法投棄や野外焼却の監視・情報提供を図ります。また、不法投棄や不法な野外焼却はしません。
□	□	まちをきれいにする条例を守り、ごみのポイ捨て、不法投棄、ペットの糞の放置はしません。
□		家庭の中でごみのポイ捨てなどについてのマナー教育を行います。
□	□	所有地や管理地は草刈などで適正に管理し、不法投棄の未然防止に努めます。
□	□	環境美化活動を行います。

コラム17 「生ごみダイエット」

毎日の生活の中で捨てられる生ごみ。家庭から排出される燃やせるごみの約4割が生ごみだということをご存知ですか？排出された生ごみの内訳を見てみると、生ごみの約80%を占めるのが、「調理くず」と「食べ残し」です。

「買いすぎない」、「作りすぎない」、「水切りをする」など、日頃のちょっとした心がけで、冷蔵庫も生ごみもすっきりスリムに。ご家庭のキッチンで、生ごみダイエットを始めましょう！

【STEP1 生ごみを出さない！】

- 食材を買いすぎない。
- 料理をつくりすぎない。
- 食材を無駄にしない。
- 食べ残さない。

【STEP2 生ごみの水切りをする！】

- 使えない部分を分けてから洗う。
- 捨てる前に乾燥させる。
- 水切りネットを使用。

【STEP3 生ごみをリサイクルする！】

- コンポストや生ごみ処理機を使用。